

融資制度のご案内

- ・ 小規模企業等振興資金（振・振小） . . . 1 ページ
- ・ 豊田市商工業者事業資金（マルトヨ） . . . 2 ページ
- ・ 信用保証料補助制度 . . . 4 ページ
- ・ 取扱金融機関一覧 . . . 9 ページ



豊田市産業部 商業観光課

電話（0565）34-6642

令和5年4月1日

小規模企業等振興資金

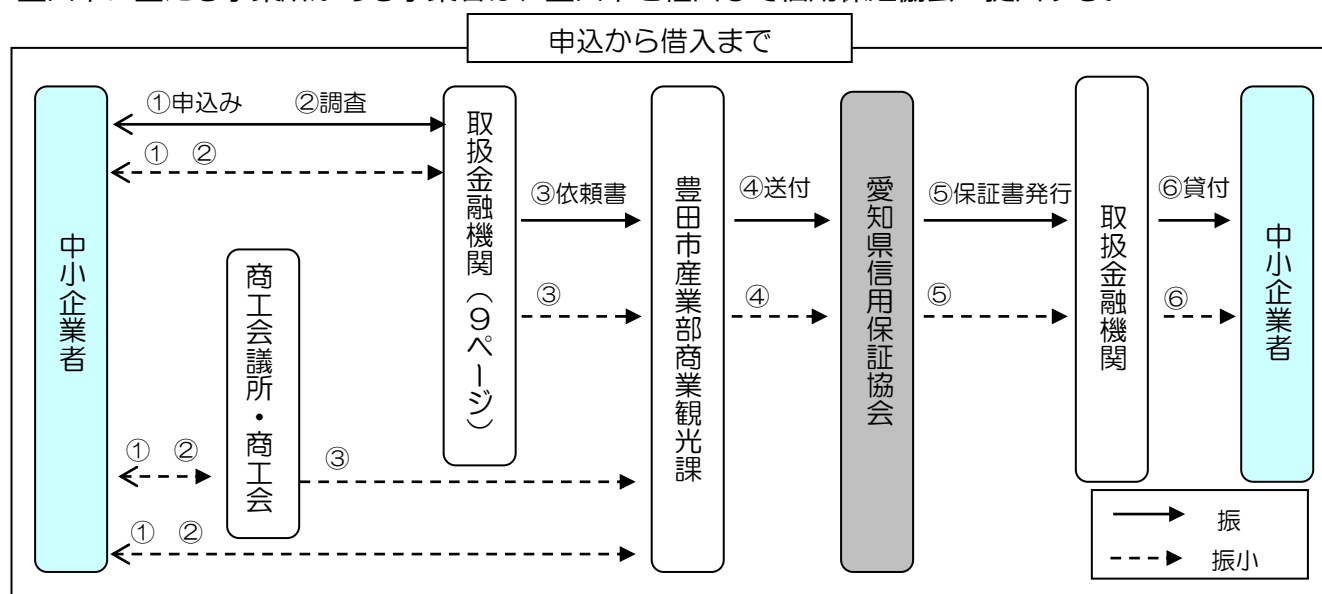
制度名		小規模企業等振興資金			
		通常資金		小口資金	
略称		振（シン）		振小（シンショウ）	
対象		従業員 50 人以下（商業・サービス業は 30 人）の個人、会社、医療法人、企業組合 等		従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人）の個人、会社、医療法人等、企業組合 等	
		申込以前から適法に事業を営んでいること。			
		税の滞納がないこと。			
		現に手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。			
融資限度額		5,000 万		2,000 万*1	
*2 貸付利率	3 年	運転・設備 資 金	1. 3%	運転・設備 資 金	1. 1%
	5 年		1. 4%		1. 2%
	7 年		1. 5%		1. 3%
	10 年	設備資金	1. 6%	設備資金	1. 4%
担保		原則、要さない			
連帯保証人		原則、法人代表者以外要さない			
返済方法		据置 1 年以内の分割返済			
保証料率		1. 0 5 %*3		1. 1 4 %*3	
責任共有		対象		対象外	

* 1…信用保証協会の保証付き融資の合計残高

* 2…利率は令和 5 年 4 月 1 日現在のもので変更される場合があります。

* 3…区分 5 の場合の率。「CRD」に基づき 1~9 の区分を適用する（3 ページ参照）。

* 豊田市に主たる事業所がある事業者は、豊田市を經由して信用保証協会へ提出する。



運転資金とは

商品の仕入れに。材料の仕入れに。買掛金や手形の決済に。給与・ボーナスの支払いに。

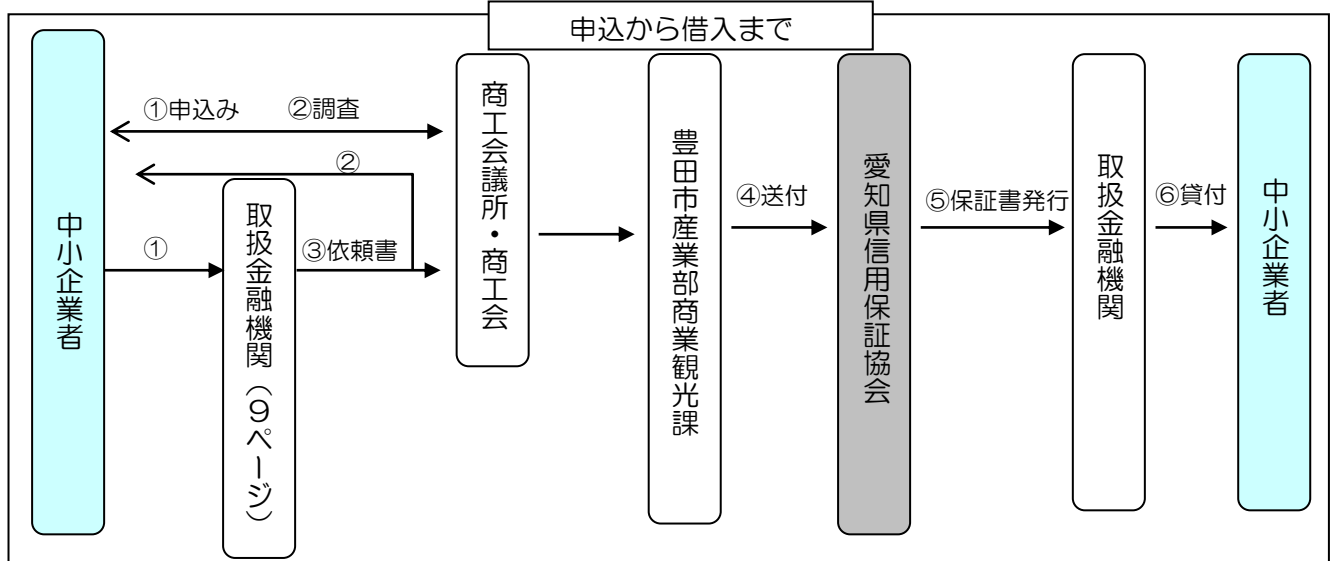
豊田市商工業者事業資金

制度名	豊田市商工業者事業資金		
略称	マルトヨ		
対象	従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人）の個人、会社、医療法人等、企業組合 等		
	市内で、6ヶ月以上適法に営業していること。 （市内に住所を有し、市内での資金に限る）		
	市税の滞納がないこと。		
	現に手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。		
	県信用保証協会の保証対象資格を有すること。		
融資限度額	2,000 万*1		
貸付利率*2	3年	運転・設備 資 金	1.0%
	5年		1.1%
	7年		1.2%
	10年	設備資金	1.3%
担保	原則、要さない		
連帯保証人	原則、法人代表者以外要さない		
返済方法	据置 1 年以内の分割返済		
保証料率	1.35%*3		
責任共有	対象外		

*1…信用保証協会の保証付き融資の合計残高

*2…利率は令和 5 年 4 月 1 日現在のもので変更される場合があります。

*3…区分 5 の場合の率。「CRD」に基づき 1~9 の区分を適用する（3 ページ参照）。



設備資金とは

工場・店舗などの建築・改築に。機械・車両などの購入に。什器・備品の更新に。

信用保証料率

中小企業信用リスク情報データベース「CRD」の評価結果に基づき1～9のいずれかの区分の保証料率となります。

○小規模企業等振興資金（通常資金「振」） （単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38

○小規模企業等振興資金（小口資金「振小」） （単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

○豊田市商工業者事業資金「マルトヨ」 （単位：年率％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

信用保証委託申込みに必要な書類

	No.	提出書類
共通書類	1	信用保証委託申込書※従業員数0の場合必ず0と記入・保証人等明細
	2	信用保証依頼書（金融機関受付の場合、金融機関にて作成）
	3	個人情報の取扱いに関する同意書
	4	申込人（企業）概要 ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
	5	役員名簿（役員の役職・氏名・住所・生年月日がわかるもの） ※個人事業主の場合は不要 ※役員名簿に記載が必要な役員（取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人（全て非常勤含む））
	6	印鑑証明書（申込人及び保証人について各1通必要） ※写し可 ※最近3か月以内に発行したもの ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
	7	市税の納税証明書 ※写し可 ※最近3か月以内に発行したもの ※「市税に係る滞納はありません」と明記の完納証明
	8	国税、県税の納税証明書 ※写し可 ※金融機関において納付が確認できれば省略可（信用保証委託申込書の納税状況確認欄にチェックを入れること）
	9	確定申告書（決算書）の写し（直近2期分） ※前回利用時に保証協会へ提出済みの場合、省略可
	10	残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合） ※作成していない場合は、次期決算の見込み（売上・利益）を依頼書の金融機関所見に記入
法人の場合	11	商業登記簿謄本（写）※最近3か月以内に発行したもの ・定款（写） ※前回利用時に保証協会へ提出済みで変更がない場合、省略可
設備資金の場合	12	見積書の写し
	13	契約書等の写し（不動産の購入資金等の場合）
	14	建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
		いずれも、設備が豊田市内で運用されていることがわかるもの
許認可事業の場合	15	許認可証等の写し（事業上必要な場合（有効期間内のもの））※前回提出済みの場合、省略可
新規申込の場合	16	営業実態調査書

※ 以上のほかにも書類を求める場合があります。

信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において融資の申込みをしていること。
 - ③**市内の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
通 常	・小規模企業等振興資金 【略称：振、振小】 ・豊田市商工業者事業資金 【略称：マルトヨ】	1申請につき、 補助金額50万円 補助率75%以内 （千円未満切捨て） ※豊田市SDGs認証事業者は100%以内 （千円未満切捨て）	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書（取扱金融機関の証明付き） ・信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・信用保証書（写） ・市税の完納証明書（写）*1 ・借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない元金がかかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）*2 ◎ 委任状（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合）

* 1 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

* 2 融資申込時から変更がある場合は提出

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。（融資実行日を含む。）

- 4 信用保証料補助の対象となる資金
 事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

【環創】信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において環創の融資の申込みをしていること。
 - ③**市内の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
環創	・経済環境適応資金 創業等支援資金 【略称：環創】	1申請につき、 補助金額50万円 補助率75%以内 (千円未満切捨て)	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書【環創】 (取扱金融機関の証明、豊田商工会議所又は商工会による推薦を受けたもの) ・ 信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・ 信用保証書（写） ・ 市税の完納証明書（写）*1 ・ 借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない元金がかかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）*2 ◎ 委任状2種（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合及び商工会議所又は商工会に委任する場合） ・ 創業計画書（写）
申請の流れ	<pre> graph LR A[取扱金融機関] -- "①信用保証料支払い証明、申込み" --> B[商工会] B -.- "②現地調査" -.-> C[事業者] B -- "③市への推薦、書類の提出" --> D[商業観光課] </pre>		

* 1 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

* 2 法人の場合に必要。

3 申請期限

環創の実行後、申請者が豊田市内で事業を営んでいることが確認できるようになった日から起算して14日以内に申請してください。（融資実行日を含む）

4 信用保証料補助の対象となる資金

事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

5 補助金返還請求

豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

【事業承継】信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②市内において融資の申込みをしていること。
 - ③**市内の取扱金融機関から借入れを実行していること。**
 - ④市内において決定融資の運用をすること。
 - ⑤市税の滞納がないこと。
 - ⑥愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ⑦暴力団でないこと。
 - ⑧暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑨暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
事業承継	・経済環境適応資金 事業承継支援資金 【略称：環承、環承経、 環承N、環承経N、環 承特】	1申請につき、 補助金額50万円 補助率75%以内 （千円未満切捨て）	◎ 補助金交付申請書及び実績報告書【事業承継】（取扱金融機関の証明付き） ・信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・信用保証書（写） ・市税の完納証明書（写）*1 ・借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない元金がかかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）*2 ◎ 委任状（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合） ・ 法人登記簿謄本（写）*1*2 ・ 事業承継計画書（写）

* 1 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

* 2 法人の場合に必要。

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。（融資実行日を含む。）

- 4 信用保証料補助の対象となる資金
 事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

連鎖倒産防止関連融資 信用保証料補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ③信用保証料を一括で支払っていること。
 - ④市内において対象融資資金を運用すること。
 - ⑤市税を滞納していないこと
 - ⑥暴力団でないこと。
 - ⑦暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度名	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
連鎖倒産防止関連	・セーフティネット 1号認定関連 【略称：経営安定】 【略称：環セ】 ・経済環境適応資金 経営あんしんイ 【略称：環経（イ）】	1申請につき、 補助金額100万円 補助率100%以内 (千円未満切捨て)	◎ 連鎖倒産防止関連融資信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（取扱金融機関の証明付き） ・ 信用保証料一括払いを証明する書類（写） ・ 信用保証書（写） ・ 市税の完納証明書（写）*1 ・ 借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない元金がかかるもの） ◎ 役員名簿（役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの）*2 ◎ 委任状（補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合） ・ 法人登記簿謄本（写）*1*2 ・ 県経済環境適応資金融資制度に係る証明申請書 県様式第2（写） ※ 環経（イ）のみ提出必要

* 1 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

* 2 法人の場合に必要。

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。（融資実行日を含む。）

- 4 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

信用保証料緊急経済対策補助制度

信用保証付き融資にかかる信用保証料の補助を下記のとおり実施しています。

- 1 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方に限ります）
 - ①市内に住所（法人は本店の所在地）及び事業所を有すること。
 - ②愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
 - ③信用保証料を一括で支払っていること。
 - ④市内において対象融資資金を運用すること。
 - ⑤市税を滞納していないこと
 - ⑥暴力団でないこと。
 - ⑦暴力団員が役員となっていないこと。
 - ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- 2 対象及び必要書類（◎の書類は市HPからダウンロードできます）

	対象融資制度	補助上限額・補助率	申請に必要な書類
緊急経済対策	・セーフティネット 4号及び5号認定関連融資資金	1申請につき、 補助金額100万円 補助率100%以内 (千円未満切捨て)	◎ 信用保証料緊急経済対策補助金交付申請書兼実績報告書 (取扱金融機関の証明を受けたもの) ・信用保証料一括払いを証明する書類(写) ・信用保証書(写) ・市税の完納証明書(写)*1 ・借換えをしている場合はその証明書類(約定利息を含まない元金がわかるもの) ◎ 役員名簿(役員の役職、氏名、生年月日、住所が記載されたもの)*2 ◎ 委任状(補助事業者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する場合) ・ 法人登記簿謄本(写)*1*2

* 1 最近3ヶ月間以内に発行したものを添付してください。

* 2 法人の場合に必要。

- 3 申請期限
融資実行日から14日以内に申請してください。(融資実行日を含む。)

- 4 信用保証料補助の対象となる資金
事業上の運転資金・設備資金が対象となり、借換え用資金は対象外になります。

- 5 補助金返還請求
豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還(保証期日より早く完済)し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

取 扱 金 融 機 関

三菱 UFJ 銀行	豊田支店	31-1651	豊田信用金庫	本店営業部	31-1616
	豊田南支店	28-2511		青木支店	45-8611
三井住友銀行	豊田支店	31-3245		朝日支店	33-9331
十六銀行	豊田支店	31-0616		足助支店	62-0050
三十三銀行	豊田支店	32-3051		稲武支店	82-2552
愛知銀行	豊田支店	31-1975		井上支店	45-2230
	豊田南支店	29-2711		大林支店	24-5555
名古屋銀行	豊田営業部	31-2281		神池支店	89-2351
	豊田南支店	28-1701		上郷支店	21-1151
	豊田浄水支店	48-1111		猿投支店	45-0551
	豊田東支店	88-1411		下市場支店	36-3111
中京銀行	豊田支店	34-3636		浄水支店	46-7281
大垣共立銀行	豊田支店	32-7811		陣中支店	32-5161
岡崎信用金庫	豊田支店	31-1030		高岡支店	52-2311
	豊田南支店	28-2841		高橋支店	89-1131
	上拳母支店	34-3611		土橋支店	29-1181
	豊田美里支店	80-6511		堤支店	53-6111
	高岡支店	53-5811		野見山支店	89-6611
	前山支店	26-6731		卜ヨ夕町支店	29-2626
碧海信用金庫	豊田支店	32-5001		藤岡支店	76-2321
	豊田南支店	27-3737	保見支店	48-1200	
	豊田西支店	33-3133	元町支店	33-0515	
	高岡支店	53-1211	八橋支店	52-0011	
	豊田東支店	88-2277	山之手支店	28-3456	
	上郷支店	21-5757	若宮支店	32-3015	
	豊田寿町支店	24-3611	田中支店	24-5311	
	豊田朝日支店	32-8171	豊田支店	33-3301	
百五銀行	豊田支店	35-6105	瀬戸信用金庫	藤岡支店	76-3111

豊 田 商 工 会 議 所

中小企業相談所(本所内)	32-4593
北支所	45-1212
南支所	21-0019

商 工 会

旭商工会	68-2620
足助商工会	62-0480
稲武商工会	82-2640
小原商工会	65-2540
下山商工会	90-2602
藤岡商工会	76-2612

愛知県信用保証協会 西三河支店 業務第二課

0564-25-2431